

令和 8 年度 三重県高等学校体育連盟

高等学校運動部強化指定事業 関係資料

令和8年度高等学校運動部強化指定事業 実施要領

三重県高等学校体育連盟

1 目的

国民スポーツ大会等の全国・国際スポーツ競技大会において活躍するトップアスリートの育成を目指して、育成・強化の中心となることが期待できる高等学校運動部を指定し、強化活動を支援することで、高校生アスリートの競技力向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

三重県競技力向上対策本部（以下「対策本部」）において、強化指定運動部として決定された高等学校運動部57部に対しての競技力向上のための取組を行う。

① 強化活動への指導・助言

強化指定運動部について、その強化活動が計画的に進められるよう、指導・助言等を行い、進捗状況を把握する。

② 強化活動への支援

強化指定運動部に対して、全国大会等での活躍を目的とした強化活動のうち、旅費、宿泊費、消耗品費、施設使用料、大会参加料、外部指導者等の招聘に係る報償費等の経費及び対策本部が事業の実施に必要と認めた経費に対する補助を予算の範囲内で行う。

3 実施期間

委託契約日～令和9年3月31日

4 事業計画書等の提出について

(1) 事業実施前の提出書類

強化指定運動部は、強化活動を実施し、支援を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を、事業開始10日前までに対策本部及び三重県高等学校体育連盟事務局（以下「高体連」）に提出し、承認を受ける。

(2) 事業変更の提出書類

強化指定運動部は、交付決定後、強化活動に変更が生じたときは、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を対策本部及び高体連に提出し、承認を受ける。

(3) 事業完了後の提出書類

強化指定運動部は、強化活動が完了したときは、事業報告書（様式第3号）及び補助金請求書（様式第4号）を事業完了の日から20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに高体連に提出する。ただし、補助金請求書（様式第4号）については、校長印押印のうえ提出する。

(4) 概算払請求書の提出

強化指定運動部は、事業実施前の支払いが必要な場合は、補助金概算払請求書（様式第5号）を校長印押印のうえ高体連に提出し、概算払いを受けることができる。（支払いを希望する日の10日前まで必着。）

(5) 医科学スタッフ・技術スタッフ等の報償費支払が必要な場合

強化指定運動部は、医科学スタッフ・技術スタッフ等への報償費の源泉徴収が必要な事業が実施された場合、報償費支払後速やかに領収証（様式3内訳書①—3）を高体連に提出するものとする。源泉徴収の処理については高体連が行う。

(6) 事業の中止の提出書類

強化指定運動部は承認された事業が中止となったとき、速やかに補助事業中止届出書(様式第6号)を対策本部及び高体連に提出する。

5 対象経費

全国大会等でのトップレベルを目指した強化活動に係る経費

ア 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の交通費

- ・学校最寄りの公共交通機関～会場地最寄の公共交通機関の料金とする。
会場と宿泊地が隔たっている場合等は、会場から宿泊地までの往復交通費を加えて請求できる。
- ・公共交通機関・自家用車・その他（借り上げバス等）とし、自家用車の同乗については対象外とする。ただし、公共交通機関や自家用車による移動が困難な場合のみ、タクシー代も対象とする。タクシー代は使用料及び賃借料のため、その他経費として請求する。
- ・その他県の旅費規定に準じることとする。別紙「補助対象経費の基準等」参照。
- ・有料道路の使用は領収書を添付のうえ請求する。

イ 強化指定運動部に所属する選手（部員）及び指導者の宿泊費

- ・別紙「補助対象経費の基準等」を適用し、宿泊費については領収証を添付のうえ請求する。
- ・ただし、大会等への参加条件として宿泊斡旋事業所を経由する必要がある場合は、その斡旋事業所の価格を上限額とする。なお、この場合、宿泊斡旋を経由する必要があることのわかる書類と斡旋宿泊価格の記載された資料を添付すること。
- ・宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費(夕朝食代の掛かり増しを含む)に充てるための費用として、県の旅費規定に準拠し別表2を定額で支給する。

ウ 強化活動に係る消耗品費等

- ・別表3「消耗品費等の補助対象経費の内訳表」を対象とし、領収書を添付のうえ請求する。

エ 医科学スタッフ、技術指導スタッフ等の経費

- ・報償費（謝金）は以下の報償費支給基準を適用する。

【報償費支給基準】

区 分	金 額
大学、短期大学等の学長、学部長又はこれに準じる者	1 時間 15,000円以内
大学、短期大学等の教授、又はこれに準じる者	1 時間 12,000円以内
大学、短期大学等の准教授又はこれに準じる者	1 時間 10,000円以内

その他学識経験者	1時間 5,000円以内
懇話会等の構成員	日額 12,000円以内
その他	※上記の規定にかかわらず県外講師、講師の知名度又は講義内容等からして、上記金額によりがたいと認められる場合は、各項目に準じ実情に即した額をその都度決定する。

- ・ 宿泊費については、上記5のイに準じる。
- ・ 交通費については、県の旅費規定に準じる。
- ・ 報償費に係る源泉徴収については、高体連より一括処理するので請求額より差し引いて高体連から支払うこととする。
- ・ 概算払い金より報償費が発生した場合、源泉徴収の高体連への支払いにかかる手数料は交付金から賄うこととする。
(振込明細書を添付のうえ請求する)

6 「返納金」の扱いについて

概算払いを受けて事業が完了した結果、高体連への返納金が発生した時(概算払金額よりも支出金額が少なかった時)は、事業報告後、高体連からの連絡を受けて振り込むこととする。

また、その際、手数料は高体連負担とする。

【振込口座】

銀行名	百五銀行
支店名	平田町駅前支店
口座種類	普通
口座番号	855835
口座名義	三重県高等学校体育連盟

7 傷害保険

当事業に参加する指導者及び選手は、すべて傷害保険に加入するものとする。

8 その他

(1) 領収書について

領収書の宛名は、〇〇高等学校△△部とし、その原本を添付すること。

(2) この要項に定めるもののほか、実施に必要な事項については、対策本部と高体連が協議して定めることができる。

補助対象経費の基準等

1 補助基準

(1) 旅費

科目	区分	基準
旅費	指導者 (県外指導者含む)	(ア) 交通費： 実費
	選手	(イ) 宿泊費： 実費 (上限額については別表1 宿泊費基準額参照) ※1名1泊で上限額には宿泊税及び入湯税を含む。
		(ウ) 宿泊手当： 定額/国内：2,400円 ※別表2 ただし、宿泊に夕朝食代が付いている場合は減額する。 (支給例については次ページの旅費支給例参照)
	招聘指導者	

(ア) 交通費

- ① 県の旅費規定により算定した金額
- ② 交通費は起点（学校）から終点（会場又は宿泊地）までとする。なお、会場地と宿泊地が隔たっている場合は、会場地から宿泊地までの旅費も計上することができる。
- ③ 公共交通機関の規定料金（最も経済的で、一般的な経路・方法により計算）
- ④ 自家用車利用の場合は、1 kmにつき23円を補助（kmの小数点以下は切り捨て）
- ⑤ 高速料金は領収書又はETC利用明細を添付のうえ請求する。
- ⑥ 下記の2点については、事前に学校長の承認のうえ、使用可とする。
 - ・50km未満の特急区間利用（報告時、特急券、領収書等を提出すること）
 - ・タクシーの利用（会場への公共交通機関が存在しない場合等）
- ⑦ 鉄道で、四日市市以北の地域からJR東海道本線沿線以北（大津市、京都市、亀岡市など）及び大阪市以西の地域へ出張する場合は、名古屋経由の新幹線を利用する経路によることができ、その鉄道賃が支給される。なお、前述の地域から出張する場合であっても、実際、近鉄大阪線（中川経由）を利用した場合は、その額で支給となる。

(イ) 宿泊費

- ① 宿泊費は実費額とし、領収書を添付する。上限額については、県の旅費規定に準拠し、別表1とする。（上限額には、宿泊税及び入湯税を含む）
- ② 大会等への参加条件として宿泊幹旋事業所を経由する必要がある場合は、その幹旋事業所の価格を上限額とする。なお、この場合、宿泊幹旋を経由する必要があることわかる書類と幹旋宿泊価格の記載された資料を添付すること。

(ウ) 宿泊手当

宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含みます）に充てるための費用として、県の旅費規定に準拠し、別表2を定額で支給する。
ただし、宿泊費に夕朝食代が含まれる場合であって、その金額が明確ではない場合は宿泊手当を減額する。

(2) 消耗品費等

強化合宿、遠征等の強化活動に係る消耗品等

(3) 消耗品費等の補助対象経費の範囲

別表3「消耗品費等の補助対象経費の内訳表」のとおり

2 宿泊費の補助における事業報告

- ※ 宿泊の場合、〇〇高校△△部あての「領収書」の原本(但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの、又は、宿泊内容が記された明細書が添付されたもの。)を事業報告書に証憑書類として提出すること。

補助対象経費の基準等

別表1

宿泊費基準額(一夜につき)													
東北	1	北海道	15,000 円	北信越	16	新潟県	16,000 円	中国	31	鳥取県	9,000 円		
	2	青森県	12,000 円		17	富山県	11,000 円		32	島根県	12,000 円		
	3	岩手県	10,000 円		18	石川県	10,000 円		33	岡山県	14,000 円		
	4	宮城県	12,000 円		19	福井県	10,000 円		34	広島県	14,000 円		
	5	秋田県	11,000 円		20	長野県	13,000 円		35	山口県	9,000 円		
	6	山形県	10,000 円		東海	21	岐阜県		13,000 円	四国	36	徳島県	10,000 円
	7	福島県	9,000 円			22	静岡県		12,000 円		37	香川県	15,000 円
関東	8	茨城県	11,000 円	23		愛知県	12,000 円	38	愛媛県		12,000 円		
	9	栃木県	11,000 円	24	三重県	12,000 円	39	高知県	12,000 円				
	10	群馬県	12,000 円	近畿	25	滋賀県	11,000 円	九州	40		福岡県	17,000 円	
	11	埼玉県	16,000 円		26	京都府	20,000 円		41	佐賀県	11,000 円		
	12	千葉県	17,000 円		27	大阪府	16,000 円		42	長崎県	13,000 円		
	13	東京都	21,000 円		28	兵庫県	17,000 円		43	熊本県	14,000 円		
	14	神奈川県	16,000 円		29	奈良県	12,000 円		44	大分県	11,000 円		
	15	山梨県	13,000 円		30	和歌山県	11,000 円		45	宮崎県	11,000 円		
海外別途基準・・・お問い合わせください									46	鹿児島県	11,000 円		
									47	沖縄県	12,000 円		

別表2

区分	宿泊手当 (一夜につき)
日本国内	2,400 円
海外	国によって異なる

・・・お問い合わせください

※宿泊費に夕朝食代相当額が含まれる場合の宿泊手当

- ①夕朝食代相当額が区別できない
⇒夕朝食代相当額を含めて宿泊費を支給、宿泊手当は減額
- ②夕朝食代相当額が区分できる
⇒夕朝食代相当額を除き宿泊費を支給、宿泊手当は満額支給

【宿泊費・宿泊手当支給例】

東京都(宿泊費基準額:21,000円)での宿泊

〈領収書の内訳〉			〈支給額〉			
領収書の金額	内 夕食代	内 朝食代	宿泊費	宿泊手当	支給額	
30,000 円	込	込	21,000 円	800 円	21,800 円	宿泊費:上限額 宿泊手当:1/3
18,000 円	—	込	18,000 円	1,600 円	19,600 円	宿泊費:提出額 宿泊手当:2/3
18,000 円	—	500 円	17,500 円	2,400 円	19,900 円	宿泊費:朝食代抜き額 宿泊手当:満額
18,000 円	500 円	500 円	17,000 円	2,400 円	19,400 円	宿泊費:朝夕食代抜き額 宿泊手当:満額
17,000 円	—	2,000 円	15,000 円	2,400 円	17,400 円	宿泊費:朝食代抜き額 宿泊手当:満額
24,000 円	—	2,000 円	21,000 円	2,400 円	23,400 円	宿泊費:上限額 宿泊手当:満額

注意点

- ・宿泊費は実費支給のため、事業報告時に支払いを証明する証憑書類(領収書等)の提出が必須となります。(朝食・夕食代の領収書は、提出不要)
- ・実家、知人宅等の宿泊は、宿泊手当を支給しません。
- ・宿泊費と認められない施設(インターネットカフェ等)の利用料金は、宿泊費として認められません。
- ・**宿泊の場合、〇〇高校△△部あての「領収書」の原本(但し書きに、「宿泊日・泊数、宿泊人数、夕食・朝食の有無」が記載されたもの、又は、宿泊内容が記された明細書が添付されたもの。)を事業報告書に証憑書類として提出すること。**
- ・QUOカード付プラン等は、利用しないようにしてください。利用が確認した場合、対象額を減額します。
- ・朝食が無料で提供される宿泊施設を利用する場合、食事提供に係る経費は宿泊代金に反映されていると想定されますので宿泊手当を減額されます。そのため、学校長において確認のうえご提出ください。

補助対象経費の基準等

別表3

消耗品費等の補助対象経費の内訳表

支出科目	概要
消耗品費 ※取得価格が1品あたり5万円未満のもの	競技用具、ビブス・ゼッケン
	DVD、フラッシュメモリーなど記憶媒体 医療・医薬品（コールドスプレー、湿布、テーピング、テープ）・感染対策用品（アルコール消毒液・抗原検査キット・PCR検査キット） 熱中症予防のための水、ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク（粉末タイプも含む） 競技力向上のためのプロテイン・疲労回復を促進するアミノ酸等のサプリメント （注）消耗品費とは、強化練習・強化合宿等において、物品を購入することにより競技力の向上が合理的・医科学的に説明ができるものであり、競技団体が保有及び管理し、個人の専用物品とならないものとする。
対象外経費	〔対象外と処理した事例〕 ○消耗品購入時に店舗で購入したレジ袋代 ○合宿中における昼食代 ○事業計画に記載されていない備品的性質のある商品
燃料費	遠征等による車使用に伴うガソリン代・合宿及び強化練習に必要な燃料費（例：救助艇の燃料代）
使用料及び賃借料	グラウンド・体育館等の会場使用料・施設利用料、合宿先・宿泊施設に係る寝具（ふとん等）賃借料、合宿及び強化練習に必要な機材のレンタル料 ※ETC（高速・有料道路利用料）、遠征等の借り上げバス費用、レンタカー代（ガソリン代含む）、有料駐車場利用料は、「旅費」により支出
委託料	トレーナー・講師等派遣を業者発注したことによる経費 ※トレーナー・講師等個人に対してその報酬及び旅費を直接支払う場合は、「報償費」による支出とする。
負担金	大会参加料及びエントリー代（ただし、ブロック国スポ参加費やブロック大会参加に伴う競技団体登録料を除く）、強化対象選手のコンディショニング費用（ただし、保険適用治療分は対象外経費とする。）、医療機関等でのPCR及び抗原検査費用
通信運搬費	合宿・大会等に伴う競技器具輸送費
その他	感染症（コロナウイルス・インフルエンザ等）によるキャンセル料については、補助対象経費として計上可能です。ただし、感染症によるキャンセルを証明する書類〔感染症の検査結果等〕の提出が必要です。 上記以外に、三重県競技力向上対策本部事務局が事業の実施に必要と認めた経費（事業計画書に記載されている物に限る）
その他対象外経費	※振込手数料や代引手数料 ※消耗品等の購入に伴う送料 ※大会参加や合宿に伴う選手等の傷害保険料

※こちらの記載はあくまで一例です。対象経費として判断が難しい場合は、高体連事務局又は競技力向上対策本部事務局へお問い合わせください。

令和8年度高等学校運動部強化指定事業

事業実施の流れ

4月 強化指定運動部配分通知

5月 指定証交付式（終了後、旅費申請について説明）

随時 事業開始10日前までに

各運動部強化計画の提出（競技力向上対策本部及び高体連へ学校事務より）

↓ **承認**

事業実施

↓

事業報告書を高体連事務局に提出（事業完了から20日以内又は3月31日）

完了

高等学校運動部強化指定事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名
(男女) 運動部名
校長名

高等学校
部

高等学校運動部強化指定事業に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請金額 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業対象者名簿

記載責任者名
連絡先
E-mail

高等学校運動部強化指定事業 事業計画書

1 強化事業

実施 番号	実施日	実施場所	男女	目的・内容	旅費（全体）		参加人数 ※名簿を添付	その他経費 ※具体的に内訳を 記載すること	計	概算払希望月
					交通費	宿泊費				
		宿泊地：			交通費				0円	月
					宿泊費					
					計	0円		0円		
		宿泊地：			交通費				0円	月
					宿泊費					
					計	0円		0円		
		宿泊地：			交通費				0円	月
					宿泊費					
					計	0円		0円		
		宿泊地：			交通費				0円	月
					宿泊費					
					計	0円		0円		

0円

内示額	これまでの申請総額	今回申請額	残額
0円	0円	0円	0円

※自家用車の場合は23円/kmで算出

※ETC（高速・有料道路利用料）は、交通費欄に計上し、その他経費で計上しないでください。

※対象経費は、国民スポーツ大会での活躍を目的とした強化練習、強化合宿等のうち、旅費、宿泊費、指導者の報償費、施設使用料、消耗品費、医科学スタッフ・技術指導スタッフ等の経費及び三重県競技力向上対策本部が必要と認めた経費等となります。なお、消耗品等の内容を具体的に記載してください。

2 事業費内訳

科目	金額	
1. 交付金		高等学校運動部強化指定事業補助金 より
2. 負担金		自己負担等
3. その他		
合計	0円	

高等学校運動部強化指定事業 補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 高等学校
(男女) 運動部名 部
校長名

先般提出しました事業実施計画について、変更がありましたので、次の理由により変更したいので承認いただきますようお願いします。

記

1 変更理由

2 申請金額 (変更後) 円

関係書類

- 1 高等学校運動部強化指定事業事業計画書 (変更後)
- 2 事業対象者名簿 (変更時のみ)

記載責任者名
連絡先
E-mail

高等学校運動部強化指定事業 事業報告書

三重県高等学校体育連盟 会長 様

令和 年 月 日

学校名
(男女) 運動部名
校長名

高等学校
部

標記の件について、事業を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業報告総括表他

記載責任者名
連絡先
E-mail

高等学校運動部強化指定事業 事業報告総括表

1 強化事業

実施番号	実施日	実施場所	種別	目的・内容	旅費（全体）		参加人数	その他経費 ※具体的な内訳は①-2 及び①-3に記載	計	事業計画額	備考
					交通費				0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
		宿泊地：		宿泊費							
				計	0円		0円				
					交通費				0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
		宿泊地：		宿泊費							
				計	0円		0円				
					交通費				0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
		宿泊地：		宿泊費							
				計	0円		0円				
					交通費				0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
		宿泊地：		宿泊費							
				計	0円		0円				
					交通費				0円		内訳書①-1 ①-2 ①-3
		宿泊地：		宿泊費							
				計	0円		0円				
					交通費合計	0円			0円	0円	
					宿泊費合計	0円					

2 概算払精算

受領年月日	概算払額 (A)	精算額 (B)	差引額 (A)-(B)

※自家用車の場合は23円/kmで算出

※対象経費：国民スポーツ大会での活躍を目的とした強化練習、強化合宿等のうち、旅費、宿泊費、指導者の報償費、施設使用料、消耗品費、医科学スタッフ・技術指導スタッフ等の経費及び三重県競技力向上対策本部が必要と認めた経費等とする。

3 事業費内訳

科目	金額	
1. 交付金		高等学校運動部強化指定事業補助金より
2. 負担金		自己負担等
3 その他		
合計	0円	

内訳書①-1〔旅費・宿泊費内訳書〕

期間 月 日～ 月 日

旅費

実施番号

区分:ア(引率教職員)・イ(生徒)・ウ(外部指導者・スタッフ)

番号	男女	区分	名前	所属	学年	km (自家用車:片道)	宿泊地 (〇〇県〇〇市)	経路(公共交通機関) (駅～駅)	片道旅費	往復旅費 A	高速代 B	宿泊 日数	宿泊 単価	宿泊費 C	領収書に 記載の 食事の有無	手 当 単 価	宿泊手当 D	支払総額 A+B+C	摘要	備考
1								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		※※※自家用車での移動は23円/km(片道整数)での算出 ※有料道路の領収書は原本を提出して記入のうえ領収証を提出
2								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
3								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
4								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
5								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
6								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
7								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
8								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
9								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
10								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
11								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
12								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
13								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
14								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
15								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
16								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
17								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
18								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
19								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
20								～	0円	0円	0円	0泊	0円	0円	申請しない	0円	0円	0円		
合計									0円	0円	0円	0泊		0円			0円	0円		

※1: 自家用車の距離は、必ず整数でご記入ください。
 ※2: 高速代・宿泊費は、領収書をご提出ください。
 ※3: 謝金を支払う方の旅費及び宿泊費は①-3へ記載してください。

承認確認欄	
50km未満の特急利用	利用しない
タクシーの利用	利用しない

内訳書①ー2〔その他経費内訳書〕

実施番号

領収書等の原本を別紙に片面で重ならないように添付してください。

領収書の日付順で記載してください。

※実施番号別に作成するか、一括の場合は備考欄に事業番号を記入してください。

		内容	購入先	支払額	備考
1	月 日			0円	
2	月 日			0円	
3	月 日			0円	
4	月 日			0円	
5	月 日			0円	
6	月 日			0円	
7	月 日			0円	
8	月 日			0円	
9	月 日			0円	
10	月 日			0円	
合 計				0円	

領収証

内訳書①－3（領収証）

様

金額				¥0 円
但し:				として(高等学校運動部強化指定事業)
用務先:	期日:			
<旅費>				円
<報償費>				
報償費	円*	=		0 円
		旅費+報償費		円
源泉徴収所得税額 (旅費+報償費)×10.21%				円
差引支給額				円
上記金額正に領収いたしました。				
令和 年 月 日				
〒				
自宅住所 _____				
氏 名 _____ 印				
三重県高等学校体育連盟 御中				

※高等学校、三重県高体連の双方で取得した個人情報については適切に管理します。

高等学校運動部強化指定事業 補助金請求書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 高等学校
(男女) 運動部名 部
校長名 印

先般交付決定のありました高等学校運動部強化指定事業が完了しましたので、下記のとおり補助金を請求します。

記

請求額 円也

補助金の振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	口座名(フリガナ) (代表者氏名)	住所・電話
銀行 農協 信用 金庫	普通 当座			
支店 出張所	その他 ()			TEL

※ 学校口座の金融機関を正確に記入し、フリガナを記入ください。

記載責任者名

連絡先

E-mail

高等学校運動部強化指定事業 補助金概算払請求書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 [] 高等学校
(男女) 運動部名 [] 部
校長名 [] 印

先般交付決定がありました高等学校運動部強化指定事業に係る補助金につきまして、下記のとおり概算払されたく請求します。

記

請求額 [] 円也

内示決定額	交付決定済額	今回請求額	残額

請求額の振込先

金融機関名・支店名	預金種目	口座番号	口座名(フリガナ) (代表者氏名)	住所・電話
銀行 農協 信用 金庫	普通 当座			
支店 出張所	その他 ()			TEL

※ 学校口座の金融機関を正確に記入し、フリガナを記入ください。

記載責任者名 []
連絡先 []
E-mail []

高等学校運動部強化指定事業 補助事業中止届出書

令和 年 月 日

三重県高等学校体育連盟 会長 様

学校名 [redacted] 高等学校
(男女) 運動部名 [redacted] 部
校長名 [redacted]

先般交付決定のありました高等学校運動部強化指定事業につきまして、次の理由により中止したいので届け出ます。

1 中止の理由(詳細に記入のこと)

記載責任者名 [redacted]

連絡先 [redacted]

E-mail [redacted]

NO! スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメントなど）に、
みんなが『NO！』という社会を目指して

『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、
「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、
また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。



この活動は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施しています